

現場技術業務委託共通仕様書

第一章 総 則

第1条 適用範囲

- 1 この共通仕様書は、熊本市が委託する都市建設局所管土木工事の現場技術業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 熊本市業務委託契約書（以下「契約書」という。）、特記仕様書及び、共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 一 「委託者」とは、熊本市長またはその職務代理者をいう。
- 二 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 三 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者である。
- 四 「現場技術員」とは、受託者が業務を履行するために使用している者で、受託者が定めた者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- 六 「指示」とは、調査職員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 七 「承諾」とは、受託者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 八 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 九 「報告」とは、受託者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「提出」とは、受託者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 十一 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 十二 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第3条 業務実施計画書

受託者は、業務実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第4条 業務実施報告書

受託者は別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

- 一 実施した業務の内容
- 二 その他必要事項

第5条 守秘義務

受託者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第二章 監督に関する現場技術業務委託

第6条 一般的留意事項

一般的留意事項を下記に示す。

- 1 管理技術者は、技術士（建設部門）、1級土木施工管理技士又はシビルコンサルティングマネージャー（以下、「RC CM」という。）の資格を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 2 管理技術者は、第7条～第9条で示された業務の適正な履行を確保するため現場技術員が行う業務に係わる次の諸事項が適切に行われるように、現場技術員を指揮監督しなければならない。
 - 一 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事施工管理基準」、「土木工事共通仕様書」等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - 二 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
 - 三 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - 四 業務の実施にあたって、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
 - 五 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
- 3 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果については打ち合わせ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 4 現場技術員は、1名配置の場合は技師Cとし、2名配置の際は技師Cと技術員の組み合わせとし以下のとおり定める者とする。
 - 一 技師Cとは、第6条第1項に掲げる資格を有する者、2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者、技術士補（建設部門）の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者、大学卒業後5年、短大、高専卒業後8年、又は高校卒業後1年以上の実務経験を有する者とする。
標準的な業務内容は、第6条第4項第二号の業務のほか、次に示すものを含むものとする。
 - 1) 工事契約の変更に関する業務
 - 2) 積算に必要な現場条件等の調査に関する業務
 - 3) 設計図書に記録されていない業務
 - 4) 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務
 - 二 技術員とは2級土木施工管理技士の資格を有する者、1年以上の実務経験を有し技術士補（建設部門）の資格を有する者、又は大学卒業後1年、短大、高専卒業後1年、高校卒業後2年以上の実務経験を有する者とする。
標準的な業務内容は次に示すものとする。
 - 1) 契約図書で実施方法、規格などの基準が定められている工事の出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務。
 - 2) 調査職員と工事受注者及び地元関係等との連絡業務
 - 3) 工事検査に必要な所定の資料の作成に関する業務
 - 4) 積算に必要な所定の図面、その他の資料作成に関する業務
- 5 現場技術員は、管理技術者のもとに第7条のうち調査職員から指示された業務を適正に実施するものとし、工事受注者に対する指示（調査職員から現場技術員を通じて行う場合を除く。）、承諾を行ってはならない。

第7条 業務内容

受託者は、別途特記仕様書に定める工事等について、以下に掲げる業務を行うものとする。

- 1 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成
 - (1) 受託者は、調査職員の指示により工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要

な資料の作成を行い、調査職員に提出するものとする。

- (2) 受託者は、調査職員の指示により工事受注者から繰出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- (3) 受託者は、次の各号に掲げる項目について調査職員の指示により現地の確認、調査、又は検討に必要な資料の作成を行い、調査職員に報告又は提出するものとする。
 - 一 図書、仕様書、現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - 六 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。
- (4) 受託者は、調査職員の指示により工事の設計変更若しくは委託者等への報告事項に必要な調査、測量又は図書等の資料作成を行い、調査職員に提出するものとする。

2 請負工事の施工状況の照合等

- (1) 受託者は、調査職員の指示により使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- (2) 受託者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
- (3) 受託者は、調査職員の指示により上記以外の施工状況を把握し、その結果を調査職員に報告するものとする。
- (4) 受託者は、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

3 地元及び関係機関等との協議・調整に必要な資料等の作成

受託者は、調査職員の指示により地元若しくは関係機関等との協議・調整に必要な測量、調査、資料等の作成及び立会いを行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

第8条 検査の立会い

受託者は、調査職員の指示により請負工事に係る工事検査に立会うものとする。

第9条 書面での報告

各条にいう書面で調査職員に報告するとは、業務実施報告書によるものとする。

第三章 調査設計に関する現場技術業務

第10条 業務内容

- 1 受託者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる業務を実施するものとする。尚、各業務の着手時及び終了時には調査職員と協議を行い業務を遂行するものとする。
 - 一 積算に必要な現地調査
 - 二 工事設計図面及び数量計算書の作成
 - 三 施工計画検討書
 - 四 積算資料の作成
 - 五 特記仕様書（案）等の作成
 - 六 変更設計に係る上記一～五の業務
- 2 以下の各号に掲げる事項は、必要に応じて調査職員が決定し、指示を行なうものとする。
 - 一 主要な施工計画の設定
 - 二 積算条件の設定
 - 三 施工条件等の判定

第11条 積算に必要な現地調査

受託者は、積算に必要な現場条件等の調査にあたっては、事前に調査職員にその内容を協議のうえ行うものとし、調査結果を書面で調査職員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について調査職員の承諾を得るものとする。

第12条 工事設計図面及び数量計算書の作成

受託者は、特記仕様書に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、調査職員の指示により工事設計書として必要な設計図面、数量計算書に加工、追加するものとする。

第13条 施工計画検討書

受託者は、調査職員が必要に応じて行なった指示事項等も踏まえ、工程計画、仮設計画、安全対策及び交通処理計画等の作成を行い、その根拠を含め整理するものとする。

第14条 積算資料の作成

受託者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定作成を行い、その根拠を含め整理するものとする。

第15条 特記仕様書（案）等の作成

受託者は、特記仕様書の記載例や調査職員が必要に応じて行なった指示事項等も踏まえ、工事の施工のための特記仕様書（案）、明示すべき施工条件（条件明示事項）及び現場説明時の参考資料を作成するものとする。

第四章 その他

第16条 成果品の提出

1 成果品（A）（工事毎成果）

受託者は、工事毎の業務等が完了するまでに十分な照査を行い、完了したときは、以下の成果品を提出し、調査職員の確認を受けるものとする。

・現地調査写真		1部
・工事設計図面	原図、複写（着色）	1部
・施工計画検討書	原稿、複写	1部
・数量計算書、積算資料	原稿、複写	1部
・特記仕様書（案）、明示すべき施工条件、現場説明参考資料	原稿、複写	1部

2 成果品（B）（業務成果）

受託者は、業務が完了したときは、以下の成果品を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

・委託業務実施計画書	1部
・業務実施報告書	1部
・打合せ記録簿	1部

3 受託者は、調査職員の指示により部分使用の期日を指定された場合は、該当部分の成果物を期日までに調査職員に提出しなければならない。